

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3337号)

令和8年4月28日

横情審答申第3337号

令和8年4月28日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年6月25日教職第118号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者に対して特定図書館長が行ったパワハラに関して、教育委員会事務局で調査又は記録を保存している場合、その内容が確認できる資料等」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「請求者に対して特定図書館長が行ったパワーハラに関して、教育委員会事務局で調査又は記録を保存している場合、その内容が確認できる資料等」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年1月28日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、「本件保有個人情報については、相談内容の詳細が確認できておらず、調査に至っていないことから、取得も作成もしておらず、保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部又は一部の開示を求める。
- (2) 不開示決定通知書では「当該文書は保有していない」とされているが、審査請求書別紙2及び別紙3により、実施機関職員の押印等が確認できる。これは「特定図書館長が行ったパワーハラスメントに関する記録が保存されている」ことを示すものである。

また、これらの資料に基づき、実施機関内部で関連する資料等が作成されていた可能性も考えられ、これらも開示請求の対象である。

- (3) 審査請求人は、実施機関職員に送付した文書に付箋を添付し、「特定図書館における安全面及びIT機器に関するセキュリティ上の不安があったこと」や、「パ

ワーハラスメントを受けていたことから、トラブル発生時に強い叱責を受けることへの懸念を抱き、退職に至ったこと」等を伝えている。

この通報的な意味を持つ連絡に対し、実施機関が何らかの対応を講じていた場合には、その対応経緯等を記録した文書が作成されている可能性がある。パワーハラスメントに関する記述が含まれている場合、当該文書は情報公開請求の対象となる行政文書に該当する。

- (4) 審査請求人の退職に関連し、実施機関職員間で電子メールによる情報共有が行われた可能性がある。内閣府の「行政文書の管理に関するガイドライン」では、電子メールも行政文書として開示対象になり得る旨の記載がある。

5 審査会の判断

(1) ハラスメント相談対応に係る事務について

横浜市では、ハラスメント相談に対し、横浜市職員ハラスメント対応指針に基づき対応している。

相談者からハラスメント相談員（以下「相談員」という。）、外部相談窓口又は教育委員会事務局職員課に相談があった場合、相談員は相談・苦情受付票を、外部相談窓口は相談内容報告書を作成し、相談者の了承を得て、教育委員会事務局職員課に引き継ぐ。教育委員会事務局職員課は、相談者の了承を得て相談者と面談を行い、詳細や相談者の希望を確認し、面談記録を作成する。面談後は、相談者の意向を踏まえ、相談者からハラスメントの加害者であると申告された者（以下「相手方」という。）や関係者に対し事実確認を行い、その結果を踏まえ、相手方に対し指導、注意等を行う。相手方への対応終了後には、相談者に対応結果を報告する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に対し特定図書館長が行ったとされるパワーハラスメント（以下「本件事案」という。）について、その内容が記載された文書であると解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 受付窓口において、審査請求人から本件事案に係る相談は受けていないため、相談・苦情受付票及び相談内容報告書は作成していない。

(イ) 審査請求書別紙2及び別紙3には、「特定図書館長から受けたパワハラを主とした理由により横浜市役所を退職した」や「教育委員会事務局で受けたパワ

ハラを主な理由として退職し」という記載はあるが、これらの文書は本件事案以外の事案について対応を求めるものであり、本件事案に係る相談ではなく、本件事案の内容も記載されていない。そのため、本件事案についての面談や調査は実施しておらず、本件保有個人情報は作成していない。

(ウ) 審査請求人は、実施機関職員に送付した文書に付箋を添付し、パワーハラスメントを受けていたことから退職に至ったこと等を伝えており、その対応経緯等を記録した文書が作成されている可能性があるとして主張する。当該文書に対しどのような対応を行ったかは定かではないが、当該文書に関連して作成された本件保有個人情報を探索したものの存在は確認できなかった。

(エ) その他本件事案について記録した文書は取得していない。

イ 当審査会において審査請求書別紙2及び別紙3を確認したところ、これらの文書は、実施機関への問合せ及び行政処分に対する不服申立てに係る文書であり、本件事案の内容は記載されていないことが認められた。

実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 6 月 2 5 日	・ 実 施 機 関 か ら 諮 問 書 及 び 弁 明 書 の 写 し を 受 理
令 和 7 年 8 月 1 日	・ 審 査 請 求 人 か ら 主 張 書 面 を 受 理
令 和 7 年 8 月 4 日	・ 実 施 機 関 か ら 反 論 書 の 写 し を 受 理
令 和 8 年 2 月 1 7 日 (第 2 0 回 第 五 部 会)	・ 審 議
令 和 8 年 3 月 2 4 日 (第 2 1 回 第 五 部 会)	・ 審 議